

こども基本法制下における条例の意義

子ども基本法と自治体子ども施策（こども大綱）

○ライフステージ別の重要事項		
こどもの誕生から幼児期	学童期・思春期	青年期
切れ目のない保健・医療		
成長の保障と遊びの充実		
	居場所づくり	
	小児医療・健康情報・心のケア	
	青年期前に向けての知識・教育	
	いじめの防止	
	不登校の子ども支援	
	校則の見直し	
	体罰・不適切指導の防止	
	高校中退の防止・中退後の支援	
		高等教育就学支援
		就労等支援・経済基盤安定
		結婚支援
		悩みに対する相談体制
○ライフステージを通じた重要事項		
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等		
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
こどもの貧困対策		
障害児支援・医療的ケア児等への支援		
児童虐待防止対策と社会的養護の推進・ヤングケアラーへの支援		
こども・若者の自殺対策・犯罪などからこども・若者を守る取組		

こども施策の基本理念

こども
まん中社会

全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、社会を実現する。